

別 冊

寄附金控除及び税額控除制度について

# 目次

## 解説編

<b>I 認定特定非営利活動法人に対する寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除</b>	
1 認定特定非営利活動法人に対する寄附金控除の特例	1
(1) 概要	1
(2) 寄附金控除額の計算	1
(3) 適用関係	1
2 改正の概要	1
3 認定NPO法人寄附金特別控除（税額控除）	2
(1) 概要	2
(2) 適用要件	3
4 適用関係	3
<b>II 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度の創設</b>	
1 制度創設の概要	4
2 公益社団法人等寄附金特別控除（税額控除）	4
(1) 概要	4
(2) 公益社団法人等寄附金特別控除の対象となる法人	5
(3) 適用要件	5
3 適用関係	6
<b>III 震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除</b>	
1 概要	7
2 震災関連寄附金（寄附金控除の特例）	7
(1) 震災関連寄附金	7
(2) 制度の概要	7
(3) 適用要件	8
3 特定震災指定寄附金特別控除（税額控除）	8
(1) 制度の概要	8
(2) 適用要件	9
4 適用関係	9
<b>IV 特定寄附信託の利子所得の非課税の創設</b>	
1 特定寄附信託の利子所得の非課税	10
(1) 制度の概要	10
(2) 特定寄附信託契約の意義	10
(3) 非課税の対象となる利子所得	10
(4) 寄附金控除等の適用等	10
(5) 特定寄附信託申告書の提出	11
(6) 寄附金控除に関する添付書類の特例	11
2 適用関係	11

## 質疑応答編

### 1 認定 NPO 法人寄附金

- (1) 認定 NPO 法人寄附金の具体例..... 12
- (2) 寄附金控除と税額控除の選択..... 12
- (3) 更正の請求による税額控除への選択換え..... 12
- (4) 寄附金控除と特定震災指定寄附金特別控除..... 13
- (5) 認定 NPO 法人寄附金特別控除の適用を受けるための手続..... 14

### 2 公益社団法人等寄附金特別控除

- (1) 公益社団法人等寄附金の具体例..... 15
- (2) 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続①..... 15
- (3) 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続②..... 16

### 3 震災関連寄附金

- (1) 震災関連寄附金の具体例..... 17
- (2) 震災関連寄附金の具体例（公益社団法人等）..... 19
- (3) 寄附金控除を受けるための手続..... 20
- (4) 震災関連寄附金の領収証（全国商工会連合会）..... 20
- (5) 震災関連寄附金の領収証（日本商工会議所）..... 21
- (6) 震災関連寄附金の領収証（募金団体）..... 21

### 4 特定震災指定寄附金

- (1) 特定震災指定寄附金..... 22
- (2) 税額控除を受けるための手続..... 25
- (3) 寄附金控除と税額控除の選択..... 25

### 5 控除額の計算等

- (1) 寄附金控除の計算..... 26
- (2) 特定震災指定寄附金特別税額控除の計算..... 26
- (3) 認定 NPO 法人に対して震災関連寄附金等を支払った場合の取扱い..... 27
- (4) 公益社団法人等に対して震災関連寄附金等寄附金を支払った場合の取扱い..... 28

### 6 特定寄附信託

- (1) 特定寄附信託の具体例..... 29
- (2) 特定寄附信託の寄附金控除対象額..... 29

## 様式編

( 省 略 )

### <省略用語例>

この情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示します。

所法	所得税法
所令	所得税法施行令
所規	所得税法施行規則
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
措規	租税特別措置法施行規則
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
震災特例令	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
震災特例規	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則

# 解 説 編

## I 認定特定非営利活動法人に対する寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除

### 1 認定特定非営利活動法人に対する寄附金控除の特例

#### (1) 概要

個人が、認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO 法人」といいます。）に対し、その認定NPO法人の行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）をした場合には、その寄附に係る支出金は、所得税法第78条に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用することとされています（旧措法41の18の3）。

※ 認定NPO法人とは、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものを除きます。）とされています（旧措法66の11の2③）。

#### (2) 寄附金控除額の計算

寄附金控除は、居住者が各年において特定寄附金（上記(1)により特定寄附金とみなされたものを含みます。）を支出した場合において、その年中の支出額が2,000円を超えるとときは、次の算式で計算した金額を、その年分の総所得金額等から控除することとされています（所法78①）。

$$\left( \begin{array}{l} \text{特定寄附金の額又は総所得金額等} \\ \text{の合計額の40\%相当額のいずれか} \\ \text{少ない方の金額} \end{array} \right) - 2,000\text{円} = \text{寄附金控除額}$$

#### (3) 適用関係

寄附金控除の適用を受ける場合には、寄附金の明細書、寄附金を受領した者の領収を証する書類その他所定の書類を確定申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示しなければならないこととされています（所法120③、所令262①、所規47の2）。

## 2 改正の概要

認定NPO法人に対する寄附について、40%の控除率によりその年分の所得税から控除できる特別控除制度が創設されました。この税額控除は所得控除（寄附金控除）との選択制となります。

また、平成23年6月に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）」が成立し、新たな認定制度が整備されました。この新たな認定制度による特定非営利活動法人及び仮認定を受けた特定非営利活動法人に対して寄附をした場合についても、平成24年分の所得税から、寄附金控除及び所得税額の特別控除の適用が認められることとなります。

### 3 認定 NPO 法人寄附金特別控除（税額控除）

#### (1) 概要

個人が、認定NPO法人に対して支出したその認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金（以下「認定NPO法人寄附金」といいます。）については、次のイに掲げる金額がロに掲げる金額を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の40%に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。）を控除することとされました。

この場合において、その控除する金額が、個人のその年分の所得税の額の25%に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、25%に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。）が限度となります（措法41の18の2②）。

なお、25%に相当する金額については、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額が限度となります。

イ その年中に支出した認定NPO法人寄附金の額の合計額（その合計額にその年中に支出した特定寄附金等の金額を加算した金額が、その個人のその年分の総所得金額等の合計額の40%に相当する金額を超える場合には、その40%に相当する金額からその特定寄附金等の金額を控除した残額）

ロ 2,000円（その年中に支出した特定寄附金等の金額がある場合には、2,000円からその特定寄附金等の金額を控除した残額）

※ 上記イ及びロの「特定寄附金等の金額」とは、所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金の額及び同条第3項又は租税特別措置法第41条の18第1項（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例）の規定により特定寄附金とみなされたものの額並びに同法第41条の19第1項（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額の合計額をいいます（措法41の18の2②）。

※ 上記イの「総所得金額等」には、所得税法上の退職所得金額及び山林所得金額が含まれるとともに、租税特別措置法に定められている確定申告することを選択した上場株式等に係る配当所得の金額（措法8の4）、土地等に係る事業所得等の金額（措法28の4）、土地等に係る長期・短期譲渡所得金額（措法31、32）、確定申告することを選択した株式等に係る譲渡所得等の金額（措法37の10）及び先物取引に係る雑所得等の金額（措法41の14）が含まれます（措法41の18の2②、措令26の28①）。

$$\left( \begin{array}{l} \text{認定 N P O 法人} \\ \text{寄附金の額の合計額} \\ \text{(注1)} \end{array} - 2,000\text{円} \right) \times 40\% = \begin{array}{l} \text{認定 N P O 法人} \\ \text{寄附金特別控除額} \\ \text{(注2)} \end{array}$$

(注1) 認定NPO法人寄附金の額の合計額は、総所得金額等の40%相当額を限度とします。

(注2) 認定NPO法人寄附金特別控除額は、所得税額の25%相当額を限度とします。

## (2) 適用要件

認定NPO法人寄附金特別控除は、確定申告書に、その控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、その金額の計算に関する明細書及びその計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類の添付がある場合に限り適用することとされています（措法41の18の2③）。

なお、その他の事項を証する書類とは、その寄附金を受領した認定NPO法人の次に掲げる事項を証する書類（その寄附金を支出した者の氏名及び住所の記載があるものに限ります。）とされています（措法41の18の2③、措規19の10の3①）。

- ① その寄附金の額
- ② その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
- ③ その寄附金が、認定NPO法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に該当するものである旨
- ④ その寄附金を受領した認定NPO法人の名称

## 4 適用関係

この改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます（改正法附則23）。

## II 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除制度の創設

### 1 制度創設の概要

平成23年税制改正において、認定NPO法人に対する寄附金について、新たに所得控除との選択制による所得税の税額控除が導入されたこと（I 認定特定非営利活動法人に対する寄附金控除参照）に併せ、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人及び更生保護法人についても、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人に対する寄附金について、新たに税額控除の対象とすることとされました。

### 2 公益社団法人等寄附金特別控除（税額控除）

#### (1) 概要

個人が支出した所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金のうち、下記(2)に掲げる法人に対するもの（所得控除による寄附金控除の適用を受けるものを除きます。以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、次のイに掲げる金額がロに掲げる金額を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の40%に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。）を控除することとされました。この場合において、その控除する金額が、その個人のその年分の所得税の額の25%に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、25%に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。）が限度となります（措法41の18の3①）。

イ その年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額（その年中に支出した特定寄附金等の金額が、その個人のその年分の総所得金額等の合計額の40%に相当する金額を超える場合には、その40%に相当する金額からその所得控除対象寄附金の額（その特定寄附金等の金額から公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額をいいます。）を控除した残額）

ロ 2,000円（その年中に支出した所得控除対象寄附金の額がある場合には、2,000円からその所得控除対象寄附金の額を控除した残額）

※ 上記イの「特定寄附金等の金額」とは、所得税法第78条第2項に規定する特定寄附金の額及び同条第3項又は租税特別措置法第41条の18第1項（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例）若しくは同法第41条の18の2第1項（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例）の規定により特定寄附金とみなされたものの額並びに同法第41条の19第1項（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額の合計額をいいます（措法41の18の3①）。

※ 上記イの「総所得金額等」には、所得税法上の退職所得金額及び山林所得金額が含まれるとともに、租税特別措置法に定められている確定申告することを選択した上場株式等に係る配当所得の金額（措法8の4）、土地等に係る事業所得等の金額（措法28の4）、土地等に係る長期・短期譲渡所得金額（措法31、32）、確定申告することを選択した株

式等に係る譲渡所得等の金額（措法 37 の 10）及び先物取引に係る雑所得等の金額（措法 41 の 14）が含まれます（措法 41 の 18 の 3①、措令 26 の 28 の 2④）。

$$\left[ \text{公益社団法人等寄附金の額} - 2,000\text{円} \right] \times 40\% = \text{公益社団法人等寄附金特別控除額}$$

- ※ 公益社団法人等寄附金の額の合計額は、総所得金額等の40%相当額を限度とします。
- ※ 公益社団法人等寄附金特別控除額は、所得税額の25%相当額を限度とします。

## (2) 公益社団法人等寄附金特別控除の対象となる法人

公益社団法人等寄附金特別控除の対象となる特定寄附金の支出先は、次の①から④までに掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき、一定の要件を満たすものに限り、）に対するものとされています（措法 41 の 18 の 3①、措令 26 の 28 の 2①）。

- ① 公益社団法人及び公益財団法人
- ② 私立学校法第 3 条に規定する学校法人及び同法第 64 条第 4 項の規定により設立された専修学校・各種学校の設置のみを目的とする法人
- ③ 社会福祉法人
- ④ 更生保護法人

## (3) 適用要件

公益社団法人等寄附金控除の特例の適用を受ける場合には、確定申告書に、控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、控除を受ける金額に関する明細書及び次に掲げる書類を添付しなければならないこととされています（措法 41 の 18 の 3②、措規 19 の 10 の 4⑩）。

イ その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限り、）

- ① その寄附金の額
- ② その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
- ③ その寄附金が法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨
- ④ その寄附金を受領した法人の名称

ロ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 3 条に規定する行政庁、私立学校法第 4 条若しくは社会福祉第 30 条に規定する所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法第 62 条に規定する地方更生保護委員会のその法人が上記(2)の要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前 5 年以内に発行されたものに限り、）の写しとしてその法人から交付を受けたもの

(注) 平成 23 年分の所得税についてこの特例の適用を受ける場合は、平成 23 年中に発行された証明書の写しを添付することとされています（改正措規附則 8）。

### 3 適用関係

この制度は、平成 23 年分以後の所得税について適用されます（改正法附則 23）

#### （参考） 寄附金特別控除額の計算方法

公益社団法人等寄附金特別控除、認定 NPO 法人寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除について、所得金額の 40%相当額や所得税額の 25%相当額という控除限度額の計算については、法律上その計算方法が定められています。

総所得金額等の 40%相当額の計算については、まず寄附金控除の対象となる特定寄附金の額の合計額（政党等に対する寄附金や認定 NPO 法人への寄附金で特定寄附金とみなされるものを含みます。）を控除し、その後、税額控除の対象となる公益社団法人等寄附金の額の合計額、認定 NPO 法人寄附金の額の合計額、政党等寄附金の額の合計額を順に総所得金額等の 40%相当額から差し引きます。2,000 円の計算にあたっては同様です。

総所得金額等の 80%相当額						
総所得金額等の 40%相当額						
2 千 円	<特定寄附金> ・ 指定寄附金 ・ 特定公益増進法人への寄附金  <みなし特定寄附金> ・ 政治活動に関する寄附金 ・ 認定 NPO 法人への寄附金	特定新規株式の取得 (所得控除)	公益社団法人等への寄附金 (税額控除)	認定 NPO 法人への寄附金 (税額控除)	政党等への寄附金 (税額控除)	震災関連寄附金 【特定寄附金】 (所得控除) ※ 特定震災指定寄附金については税額控除の選択可

また、所得税額の 25%相当額という特別控除額の限度額計算については、まず公益社団法人等寄附金特別控除額を適用し、その後認定 NPO 法人寄附金特別控除額、特定震災指定寄附金特別控除額を適用します。

なお、政党等寄附金特別控除額は、別枠で所得税額の 25%の限度額を計算します。

### Ⅲ 震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除

#### 1 概要

個人が東日本大震災に関連して寄附をした場合に、所得税法で総所得金額等の40%相当額以下とされている寄附金控除の控除可能限度枠について、震災特例法により80%相当額以下と大幅に引き上げることとされました。これにより、東日本大震災関連の寄附金の額は他の特定寄附金の額と合わせて総所得金額等の80%相当額(他の特定寄附金の額がない場合には80%相当額とされ、他の特定寄附金の額だけで控除可能限度枠である40%相当額に達している場合には、別枠で40%相当額)まで控除できることになりました。

また、認定NPO法人が東日本大震災に関連して被災者の救援活動等のために募集する寄附については指定寄附金に指定した上で、税額控除制度(特定震災指定寄附金特別控除)が導入されました。さらに、NPO法人やボランティア団体等の被災者救援活動のために共同募金会連合会が募集する寄附金についても同様に特定震災指定寄附金特別控除の対象とされました(震災特例法8、平成23年財務省告示84号)。

#### 2 震災関連寄附金(寄附金控除の特例)

##### (1) 震災関連寄附金

震災関連寄附金とは、国又は東日本大震災により著しい被害(被災者生活再建支援法施行令第1条各号に規定する被害)が発生した地方公共団体に対する寄附金及び東日本大震災に関連して所得税法第78条第2項第2号の規定により財務大臣が指定した寄附金(いわゆる指定寄附金)をいいます(震災特例法8①、震災特例令10①)。

##### (2) 制度の概要

個人が、平成23年3月11日から平成25年12月31日までの期間(以下「指定期間」といいます。)内に震災関連寄附金を支出した場合の平成23年から平成25年までの各年分の寄附金控除については、次のイに掲げる金額がロに掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額等から控除することとされました(震災特例法8①、所法78①)。

イ その年中に支出した特定寄附金等金額と震災関連寄附金の額との合計額(その合計額がその者のその年分の総所得金額等の合計額の80%相当額を超える場合には、80%相当額)

ロ 2,000円

※ 上記イの「特定寄附金等金額」とは、租税特別措置法第41条の18第2項(政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例)に規定する特定寄附金等の金額(震災関連寄附金の額を除きます。)と同項に規定する政党等に対する寄附金の額との合計額(その合計額がその者のその年分の総所得金額等の合計額の40%相当額を超える場合には、40%相当額)をいいます(震災特例法8③)。

※ 上記イの「総所得金額等」には、確定申告することを選択した上場株式等に係る配当所

得の金額（措法8の4）、土地等に係る事業所得等の金額（措法28の4）、土地等に係る長期・短期譲渡所得金額（措法31、32）、確定申告することを選択した株式等に係る譲渡所得等の金額（措法37の10）及び先物取引に係る雑所得等の金額（措法41の14）が含まれます（震災特例令10②）。

$$\left( \begin{array}{l} \text{震災関連寄附金以外の} \\ \text{特定寄附金の額の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{震災関連寄附金} \\ \text{の額の合計額} \end{array} \right) - 2,000 \text{円} = \text{寄附金控除額}$$

※ 震災関連寄附金以外の特定寄附金の額の合計額は、総所得金額等の40%相当額が限度です。

※ 震災関連寄附金以外の特定寄附金の額と震災関連寄附金の額の合計額は、所得金額の80%相当額が限度です。

### (3) 適用要件

震災関連寄附金について寄附金控除の適用を受ける場合には、現行の所得税法の法令に定められているように、寄附金控除の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類や特定寄附金の明細書を、確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります（所法120③一、所令262①七）。

## 3 特定震災指定寄附金特別控除（税額控除）

### (1) 制度の概要

個人が指定期間内に支出した震災関連寄附金のうち、被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動（以下「被災者支援活動」といいます。）に必要な資金に充てられるもの（認定NPO法人又は共同募金会連合会に対して支出するものに限るものとし、寄附金控除の適用（上記2が適用される場合を含みます。）を受けるものを除きます。以下「特定震災指定寄附金」といいます。）については、その年中に支出した特定震災指定寄附金の額の合計額（その合計額にその年中に支出した他の震災関連寄附金等の金額を加算した金額が、その者のその年分の総所得金額等の合計額の80%相当額を超える場合には、80%相当額から他の震災関連寄附金等の金額を控除した残額）が2,000円（その年中に支出した他の震災関連寄附金等の金額がある場合には、2,000円から他の震災関連寄附金等の金額を控除した残額）を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の40%相当額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。）を控除することとされました。この場合において、控除する金額が、その者のその年分の所得税の額の25%相当額を超えるときは、その控除する金額は、25%相当額（その金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。）が限度となります（震災特例法8②）。

※ 上記の「他の震災関連寄附金等の金額」とは、特定震災指定寄附金以外の震災関連寄附金の額及び特定寄附金等金額（上記2(2)の特定寄附金等金額をいいます。）との合計額をいいます（震災特例法8②③）。

$$\left( \begin{array}{l} \text{特定震災指定寄附金} \\ \text{の額の合計額} \\ \text{(注1)} \end{array} - 2,000 \text{円} \right) \times 40\% = \text{特定震災指定寄附金特別控除額} \quad \text{(注2)}$$

(注1) 特定震災指定寄附金の額の合計額は、総所得金額等の80%相当額を限度とします。  
ただし、その年中に特定震災指定寄附金以外の寄附金の額がある場合には、総所得金額等の80%相当額から特定震災指定寄附金以外の寄附金の額を控除した残額が限度となります。

(注2) 特定震災指定寄附金特別控除額は、所得税額の25%相当額を限度とします。  
ただし、公益社団法人等寄附金控除額、認定NPO法人寄附金特別控除額があるときは、所得税額の25%相当額からこれらの特別控除額を控除した残額が限度となります。

## (2) 適用要件

特定震災指定寄附金特別控除の適用を受けるためには、確定申告書に、その控除を受ける金額についてのその控除に関する記載をし、かつ、その金額の計算に関する明細書及びその計算の基礎となる金額、その寄附金が被災者支援活動の資金に充てられるものである旨の証明書類の添付をする必要があります（震災特例法8④）。

なお、この証明書類とは、特定震災指定寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（特定震災指定寄附金を支出した者の氏名及び住所の記載があるものに限り）とされています（震災特例規2②）

- ① その寄附金の額
- ② その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
- ③ その寄附金が、震災関連寄附金である旨及び被災者支援活動の資金に充てられるものである旨
- ④ その寄附金を受領した法人の名称

## 4 適用関係

上記2及び3の制度は、個人が、平成23年3月11日から平成25年12月31日までの期間内に支出する震災関連寄附金について適用されます。

## IV 特定寄附信託の利子所得の非課税の創設

### 1 特定寄附信託の利子所得の非課税

#### (1) 制度の概要

特定寄附信託契約に基づき設定された信託（以下「特定寄附信託」といいます。）の信託財産について生ずる公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託の収益の分配（公社債の利子又は貸付信託の収益の分配については、一定の要件を満たすものに限り、以下「利子等」といいます。）については、所得税を課さないこととされました（措法4の5①）。

#### (2) 特定寄附信託契約の意義

特定寄附信託契約とは、居住者が、信託会社（信託業法の免許を受けたものに限り、以下同じです。）又は信託銀行との間で締結したその居住者を受益者とする信託契約で、その信託財産を寄附金控除の対象となる特定寄附金のうち民間の団体が行う公益を目的とする事業に資するものとして一定のもの（以下「対象特定寄附金」といいます。）として支出することを主たる目的とすることその他計画的な寄附が適正に実施されるための要件として一定の要件が定められているものをいいます（措法4の5の②）。

対象特定寄附金とは、次の①から⑥に掲げる法人又は信託に対して支出するものをいいます（措令2の36⑥）。

- ① 公益社団法人及び公益財団法人
- ② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された専修学校・各種学校の設置のみを目的とする法人
- ③ 社会福祉法人
- ④ 更生保護法人
- ⑤ 特定公益信託
- ⑥ 認定特定非営利活動法人

#### (3) 非課税の対象となる利子所得

この特例によって非課税となる利子等は、特定寄附信託の信託財産につき生ずる公社債若しくは預貯金の利子又は合同運用信託（貸付信託を含みます。）の収益の分配です。ただし、公社債の利子又は貸付信託の収益の分配については、その公社債又は貸付信託の受益権が一定の方法により管理されており、かつ、その公社債又は貸付信託の受益権がその信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額に限り、非課税となります。

#### (4) 寄附金控除等の適用等

信託の受益者はその信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用はその受益者の収益及び費用とみなすこととされていることから（所法13①）、特定寄附信託の信託財産から対象特定寄附金として支出した金銭は、原則として寄附金控除及び寄附金税額控除の対象となります。ただし、非課税の特例

の適用を受けた公社債等の利子等については、重複して税制上の特例の適用を受けることを排除する観点から、その利子等の金額に相当する部分について次の①から④に掲げる寄附に関する特例の対象となる寄附金からは除外することとされています（措法4の5⑥、震災特例令10⑥）。

- ① 寄附金控除（所法78）
- ② 認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除（措法41の18の2）
- ③ 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除（措法41の18の3）
- ④ 震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除（震災特例法8）

#### (5) 特定寄附信託申告書の提出

この特例の適用を受けようとする居住者は、特定寄附信託契約の締結の後、最初に非課税の適用を受けようとする利子等の支払を受ける日の前日までに、信託の元本の額のうち寄附金として支出する金銭の額の合計額その他一定の事項を記載した特定寄附信託申告書に、その特定寄附信託契約の契約書の写しを添付して、これをその特定寄附信託に係る受託者を経由し、その居住者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません（措法4の5③、措規3の17の2③）。

#### (6) 寄附金控除に関する添付書類の特例

上記(4)の①から④までの寄附に関する特例について寄附金控除又は税額控除の適用を受ける場合には、その寄附金が特定寄附信託の信託財産から支出されたものである旨及びその寄附金と併せて寄附した非課税の特例の適用を受けた利子等の金額に相当する部分の金額の記載された寄附金の領収書を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示する必要があります（措令2の36⑮、措規3の17の2⑩⑪、震災特例令10⑦、震災特例規2③）。

## 2 適用関係

この制度は、居住者が平成23年6月30日以後に締結する特定寄附信託契約に基づき設定された信託の信託財産について生ずる利子等について適用されます。

## 質疑応答編

### 1 認定 NPO 法人寄附金

#### (1) 認定 NPO 法人寄附金の具体例

(問) 認定 NPO 法人寄附金とはどのような寄附金ですか。

(答) 認定 NPO 法人に対し、その認定 NPO 法人の行う特定非営利活動促進法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）を支出した場合の寄附金をいいます。

#### (2) 寄附金控除と税額控除の選択

(問) 認定 NPO 法人に対する寄附金について寄附金控除の適用を受けるか、認定 NPO 法人寄附金特別控除として税額控除の適用を受けるかどちらが有利ですか。

(答) 認定 NPO 法人に対する寄附金について、寄附金控除（所得控除）の適用を受ける場合と、認定 NPO 法人寄附金特別控除（税額控除）の適用を受ける場合のいずれが有利となるかは、その者の所得金額、寄附金の額、他の所得控除などによって異なります。

なお、この認定 NPO 法人に対する寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定 NPO 法人寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、その年中に支出した認定 NPO 法人に対する寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けるとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定 NPO 法人寄附金特別控除の適用を受けることはできません。

#### (3) 更正の請求による税額控除への選択換え

(問) 確定申告において寄附金控除の適用を受けていましたが、税額控除の適用を受ける方が所得税の額が少なくなることが判明しました。この場合、更正の請求により、税額控除の適用を受けることはできますか。

(答) 確定申告においては、寄附金控除の適用を受けるか認定 NPO 法人寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、確定申告をした後に、税額控除の適用を受けることを理由として更正の請求を行うことはできません。

認定 NPO 法人に対する寄附金について、適用を受けていた寄附金控除から税額控除への変更は、国税通則法第 23 条第 1 項に規定する更正の請求理由（その申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が法律の規定に従っていなかったこと又は計算に誤りがあったこと）に当たりません。

また、適用を受けていた税額控除から寄附金控除への変更するための更正の請求もできないこととなります。

#### (4) 寄附金控除と特定震災指定寄附金特別控除

(問) 東日本大震災に関連する寄附金として、認定 NPO 法人へ寄附をしましたが、震災関連寄附金の対象となるのか、特定震災指定寄附金の対象となるのか分かりません。どのように判断すればよいですか。

(答) 認定 NPO 法人に対して支出した震災関連寄附金等については、以下のような区分があります。

- ① 認定 NPO 法人に対して支出した寄附金のうち、東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等（収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限ります。）の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金（その募集に際し、当該認定 NPO 法人に係る所轄庁の確認を受けたものに限ります。）については、震災関連寄附金に該当しますが、特定震災指定寄附金には該当しません（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号、平 23. 6. 10 財務省告示 204 号により追加）。
- ② 認定 NPO 法人に対して支出した寄附金のうち、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金で、その募集に際し、国税局長の確認を受けたものについては、震災関連寄附金として寄附金控除を受けるか、特定震災指定寄附金として税額控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択することができます（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号、平 23. 4. 27 財務省告示第 143 号により追加）。
- ③ 認定 NPO 法人に対して支出した寄附金で当該法人の特定非営利活動に対する寄附金で、①及び②に該当しないものは、寄附金控除と認定 NPO 法人寄附金特別控除の選択が可能です。

（これら①から③の寄附金を支出した場合の所得税法上の取扱いについては、P27 5 (3)認定 NPO 法人に対して震災関連寄附金を支払った場合の取扱いを参照してください。）

また、②の国税局長の確認を受けた認定 NPO 法人については、国税庁ホームページに掲載されています（P22 5 (1)特定震災指定寄附金参照）。

認定 NPO 法人に対して支出した寄附金が①から③のいずれの寄附金に該当するかは、当該認定 NPO 法人が発行した寄附金の領収書に記載されることになっています。

(5) 認定 NPO 法人寄附金特別控除の適用を受けるための手続

(問) 認定 NPO 法人寄附金特別控除の適用を受けるための添付書類について教えてください。

(答) 認定NPO法人寄附金特別控除の適用を受けるためには、確定申告書に、その控除を受ける金額についてのその控除に関する記載をし、かつ、その金額の計算に関する明細書及びその計算の基礎となる金額、その寄附金を受領した認定NPO法人の次に掲げる事項を証する書類（その寄附金を支出した者の氏名及び住所の記載があるものに限ります。）の添付をしなければならないこととされています（措法41の18の2③、措規19の10の3①）。

- ① その寄附金の額
- ② その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
- ③ その寄附金が、認定NPO法人の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に該当するものである旨
- ④ その寄附金を受領した認定NPO法人の名称

## 2 公益社団法人等寄附金特別控除

### (1) 公益社団法人等寄附金の具体例

(問) 公益社団法人等寄附金には具体的にどのような寄附金が該当しますか。

(答) 公益社団法人等に対する寄附金とは、以下に掲げる法人で、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たすものとして行政庁等の確認を受けたものに対して支出した寄附金をいいます。

なお、一定の要件を満たすものとして行政庁等の証明を受けた場合には、当該行政庁等から当該法人に対してその旨の証明書が発行されることとなっています（様式編 1 公益社団法人等寄附金「税額控除に係る証明書」参照）

- ① 公益社団法人及び公益財団法人
- ② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法64条第4項の規定により設立された専修学校・各種学校の設置のみを目的とする法人
- ③ 社会福祉法人
- ④ 更生保護法人

### (2) 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続①

(問) 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための添付書類について教えてください。

(答) 公益財団法人等寄附金控除の特例の適用を受ける場合には、確定申告書に、控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、控除を受ける金額に関する明細書及び次に掲げる書類を添付しなければならないこととされています（措法 41 の 18 の 3 ②、措規 19 の 10 の 4 ⑩）。

- (1) その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限り、ます。）
  - ① その寄附金の額
  - ② その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
  - ③ その寄附金が法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨
  - ④ その寄附金を受領した法人の名称
- (2) 行政庁等のその法人が要件を満たすものであることを証する書類（その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限り、ます。）の写しとしてその法人から交付を受けたもの（様式編 1 公益社団法人等寄附金「税額控除に係る証明書」参照）

**(3) 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続②**

(問) 公益社団法人等が税額控除の対象法人であることを証する行政庁が発行した書類について、行政庁の確認日が、当該寄附金を支出した日より後の場合でも、公益社団法人等寄附金特別控除の添付書類として有効ですか。

(答) 公益社団法人等寄附金税額控除の適用を受けるための添付書類として必要な、行政庁等のその法人が要件を満たすものであることを証する書類は、その寄附金を支出する日以前5年以内に発行されたものに限るとされていることから、原則として証明日から5年以内に支出された寄附金がこの控除の対象となります。

しかし、平成23年分の所得税については、経過措置により、平成23年中に発行された証明書の写しを添付することが要件とされていますから、平成23年中に行政庁等が税額控除の対象法人であることを証した公益社団法人等に対し、平成23年中に支出した公益社団法人等寄附金であれば、行政庁等の証明日とその寄附金を支出した日より後であったとしても、公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けることができます（改正措規附則8）。

### 3 震災関連寄附金

#### (1) 震災関連寄附金の具体例

(問) 震災関連寄附金には具体的にどのような寄附金が該当しますか。

(答) 「震災関連寄附金」とは、次に掲げる寄附金をいいます。(震災特例法8①)

- ① 平成23年3月11日から平成25年12月31日までの期間(以下「指定期間」といいます。)内に国に対して直接寄附した寄附金
  - ② 指定期間内に「著しい被害が発生した地方公共団体(※)」に対して直接寄附した寄附金
- ※ 「著しい被害が発生した地方公共団体」とは、被災者生活再建支援法の適用団体とされており、具体的には、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県各県(県内の市町村も含まれます。)、長野県栄村、新潟県十日町市、新潟県津南町、埼玉県加須市(旧大利根町の区域、旧北川辺町の区域)、東京都板橋区をいいます。
- ③ 日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄附した寄附金で最終的に国又は「著しい被害が発生した地方公共団体」に拠出されるもの
  - ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「東日本大震災義援金」として直接寄附した寄附金
  - ⑤ 社会福祉法人中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」として直接寄附した寄附金(平23.3.15財務省告示第84号)
  - ⑥ 認定NPO法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金(その募集に際し、国税局長の確認を受けたものに限り。)(平23.3.15財務省告示第84号、平23.4.27財務省告示第143号により追加)
  - ⑦ 公益社団法人又は公益財団法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金(その募集に際し、当該公益社団法人又は公益財団法人に係る行政庁(内閣総理大臣又は都道府県知事)の確認を受けたものに限り。)(平23.3.15財務省告示第84号、平23.5.20財務省告示第174号により追加)
  - ⑧ 公共法人・公益法人等・特例民法法人・認定NPO法人(以下「公共・公益法人等」といいます。)に対し、東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等(収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限り。)(平23.3.15財務省告示第84号、平23.6.10財務省告示第204号により追加)
  - ⑨ 全国商工会連合会に対し、東日本大震災により被害を受けた地域を地区とする商工会又は都道府県商工会連合会が全国商工会連合会の策定した計画に基づき行うその地区における商工業に関する施設の復旧及び経済の早期の復興を図る事業に要する費用に充てるために行った寄附金(平23.3.15財務省告示第84号、平23.6.24財務省告示第209号により追加)
  - ⑩ 日本商工会議所に対し、東日本大震災により被害を受けた地域を地区とする商工会

議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき行うその地区における商工業に関する施設の復旧及び経済の早期の復興を図る事業に要する費用に充てるために行った寄附金(平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号、平 23. 6. 24 財務省告示第 209 号により追加)

- ⑩ 公益財団法人ヤマト福祉財団に対し、東日本大震災により被害を受けた地域における農業若しくは水産業その他これらに関連する産業の基盤の整備又は生活環境の整備により当該地域の復旧及び復興を図る事業に要する費用に充てるために行った寄附金(平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号、平 23. 6. 24 財務省告示第 209 号により追加)
- ⑪ ①から⑩以外の寄附金のうち、寄附した寄附金が、募金団体を通じて、最終的に国又は「著しい被害が発生した地方公共団体」に指定期間内に拠出されることが明らかであるもの

なお、上記⑤及び⑥の寄附金は「特定震災指定寄附金」として、寄附金控除(所得控除)との選択により、税額控除の適用を受けることもできます(震災特例法 8 ②)。

(2) 震災関連寄附金の具体例（公益社団法人等）

(問) 震災関連寄附金のうち、公益社団法人等に対する寄附金については、具体的にどのようなものですか。

(答) 公益社団法人等に対する寄附金のうち、震災関連寄附金に該当する主なものは以下の寄附金です。

- ① 東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金で、その募集に際し、当該公益社団法人又は公益財団法人に係る行政庁（内閣総理大臣又は都道府県知事）の確認を受けたもの（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号、平 23. 6. 10 財務省告示第 174 号により追加）
- ② 東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等（収益事業以外の事業の用に専ら供されていたものに限ります。）の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金で、その募集に際し、その公益社団法人等に係る行政庁の確認を受けたもの（平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号、平 23. 6. 10 財務省告示第 204 号により追加）

なお、①の寄附金については、平成 23 年 11 月 2 日現在以下の団体が確認を受けた公益法人です。

（国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイトに掲載されています。）

[https://www.koeki-info.go.jp/pictis\\_portal/other/pdf/hojin\\_itiran.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/pictis_portal/other/pdf/hojin_itiran.pdf)

▽ 内閣府の確認を受けた法人一覧

寄附金を募集する公益法人の名称	主たる事務所の所在地	確認対象寄附金	寄附金の募集を行う期間	左のうち指定寄附金となる期間
公益財団法人 School Aid Japan	東京都大田区羽田一丁目1番3号	東日本大震災の被災地である、宮城県内の市町村において被災者のために必要とされる救援物資を必要とされる避難場所に届け、また、岩手県陸前高田市をはじめとする岩手県内の市町村において復興の第一歩となる瓦礫の撤去等の復旧作業を行う活動に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成23年6月16日から平成25年12月31日まで	平成23年6月16日から平成25年12月31日まで
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	東京都千代田区内神田二丁目8番4号山田ビル4階	東日本大震災の被災地である宮城県、岩手県、福島県において現地NPO法人などと連携して実施する被害を受けた子どもに対する教育・保護を中心とした活動、及び仮設住宅地域におけるこれらの活動を行う拠点となる子どもの遊び場の設置に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成23年6月21日から平成25年12月31日まで	平成23年6月21日から平成25年12月31日まで
公益社団法人セカンドハンド	香川県高松市観光通一丁目1番地18	東日本大震災の被災地である宮城県石巻市、気仙沼市、南三陸町、女川町、東松島市において被災者のために瓦礫等の除去、物資の配布、地域での相互扶助のための体制作りを行う活動に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成23年9月14日から平成25年12月31日まで	平成23年9月14日から平成25年12月31日まで
公益財団法人日本財団	東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル	東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県、福島県において社会人ボランティア及び学生ボランティアを派遣して行う支援活動に要する費用に充てるために募集する寄附金	平成23年11月3日から平成25年12月31日まで	平成23年11月3日から平成25年12月31日まで

### (3) 寄附金控除を受けるための手続

(問) 震災関連寄附金について寄附金控除を適用するための手続について教えてください。

(答) 震災関連寄附金について寄附金控除の適用を受ける場合には、確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載するとともに、寄附金を支出したことが確認できる書類(例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、受領証、募金団体が発行する預り証など)を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があります(所法 120③一、所令 262①七)。

なお、日本赤十字社・中央共同募金会の「東日本大震災義援金」口座、国・著しい被害が発生した地方公共団体の専用口座への寄附については、振込票の控(受領証)等をもって寄附したことを証する書類として差し支えありません。

### (4) 震災関連寄附金の領収証(全国商工会連合会)

(問) 震災関連寄附金のうち、全国商工会連合会に対して支出した寄附金について、寄附金控除を適用するための添付書類は、具体的にどのようなものですか。

(答) 全国商工会連合会に対し支出した寄附金で、東日本大震災により被害を受けた地域を地区とする商工会又は都道府県商工会連合会が全国商工会連合会の策定した計画に基づき行うその地区における商工業に関する施設の復旧及び経済の早期の復興を図る事業に要する費用に充てるために行った寄附金(平 23.3.15 財務省告示第 84 号、平 23.6.24 財務省告示第 209 号により追加。)については、領収書にその旨の記載がされることになっています(様式編 3(2)-1 全国商工会連合会寄附金受領書様式参照)。

しかし、告示日前に既に発行された領収証については、「所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 2 号に基づき財務大臣が指定した寄附金(平成 23 年 6 月 24 日付財務省告示第 209 号)に該当するもの」である旨の記載がないことから、寄附金控除の申告の際には、原則として、東日本大震災義援金に関する指定寄附金についての確認書を添付又は提示することにより対応することとしています(様式編 3(2)-2 全国商工会連合会確認書様式「東日本大震災義援金に関する指定寄附金について」参照)。

#### (5) 震災関連寄附金の領収証（日本商工会議所）

(問) 震災関連寄附金のうち、日本商工会議所に対して支出した寄附金について、寄附金控除を適用するための添付書類は、具体的にどのようなものですか。

(答) 日本商工会議所に対して支出した寄附金のうち、東日本大震災により被害を受けた地域を地区とする商工会議所が日本商工会議所の策定した計画に基づき行うその地区における商工業に関する施設の復旧及び経済の早期の復興を図る事業に要する費用に充てるために行った寄附金(平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号、平 23. 6. 24 財務省告示第 209 号により追加)については、領収書に「所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 2 号に基づき財務大臣が指定した寄附金(平成 23 年 6 月 24 日付財務省告示第 209 号)に該当するもの」である旨の記載がされることになっています(様式編 3(3)-1 日本商工会議所 寄附金受領書様式参照)。

しかし、告示日前に既に発行された領収証については、その旨の記載がないことから、寄附金控除の申告の際には、「東日本大震災義援金に関する指定寄附金についての確認書」を添付又は提示することにより対応することとしています(様式編 3(3)-2 東日本大震災義援金に関する指定寄附金についての確認書様式参照)。

#### (6) 震災関連寄附金の領収証（募金団体）

(問) 震災関連寄附金のうち、新聞社等が募集する東日本大震災に関連する寄附金について、寄附金控除を適用するための添付書類は、具体的にどのようなものですか。

(答) 新聞社等が募集する東日本大震災に関連する寄附金について、最終的に国、地方公共団体へ拠出されることが明らかである場合には、その寄附金は震災関連寄附金に該当します。

この寄附金について受付専用口座が設けられている場合には、預り証を発行しなくても、郵便振替で支払った場合の半券(受領証)や銀行振込で支払った場合の振込票の控えをもって、税制上の優遇措置の適用を受けるための証明書類として差し支えありません。

なお、その半券や振込票の控えに印字された口座番号等が、募金団体の受付専用口座であることが確認できるよう、募金要綱、募金趣意書、新聞報道、募金団体のホームページの写しなど、義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることが分かる資料を、郵便振替で支払った場合の半券(受領証)や銀行振込で支払った場合の振込票の控えと併せて、確定申告書に添付又は確定申告書提出の際に提示してください。

## 4 特定震災指定寄附金

### (1) 特定震災指定寄附金

(問) 特定震災指定寄附金とは、具体的にどのような寄附金が該当しますか。

(答) 特定震災指定寄附金とは、以下の寄附金をいいます。

- ① 社会福祉法人中央共同募金会の「災害ボランティア・NPO 活動サポート募金」として寄附した寄附金(平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号)
- ② 認定 NPO 法人に対し、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要な費用に充てるために行った寄附金(その募集に際し、国税局長の確認を受けたものに限りま  
す。)(平 23. 3. 15 財務省告示第 84 号、平 23. 4. 27 財務省告示第 143 号により追加)

②については、平成 23 年 12 月 2 日現在以下の団体が確認を受けた認定 NPO 法人です。

(これらの情報は国税庁 HP に掲載されていますので最新の情報については国税庁 HP で確認してください。)

[http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/gienkin/npo/npo\\_kifukin.htm](http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/data/h23/jishin/gienkin/npo/npo_kifukin.htm)

#### ▽ 確認を受けた認定 NPO 法人一覧

寄附金を募集する法人の名称	主たる事務所の所在地	寄附金の募集目的	指定寄附金となる期間
特定非営利活動法人ピープルズ・ホープ・ジャパン	東京都武蔵野市中町2丁目9番32号	東日本大震災の被災地である岩手県、宮城県、福島県において被災者のために「医療支援を行う活動」に要する費用に充てるため	平成 23 年 5 月 10 日から 平成 25 年 12 月 31 日まで
特定非営利活動法人世界の子どもにワクチンを日本委員会	東京都千代田区霞ヶ関3丁目6番14号	東日本大震災の被災地である、宮城県石巻市・気仙沼市、福島県相馬市・いわき市、岩手県大船渡市・陸前高田市、茨城県日立市・ひたちなか市において、被災した子どもたちの心のケア支援を行う活動、被災した子どもたちへの支援物資の配布を行う活動に要する費用に充てるため	平成 23 年 5 月 20 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで
特定非営利活動法人難民支援協会	東京都新宿区四谷1丁目7番地	東日本大震災の被災地である岩手県花巻市・宮城県気仙沼市・茨城県つくば市等において被災者のために法律相談・地元団体へのボランティア派遣・女性の為の権利擁護・安全確保事業等を行う活動に要する費用に充てるため	平成 23 年 5 月 24 日から 平成 25 年 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人100万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター	東京都中央区銀座4丁目14番11号	東日本大震災の被災地である福島県(相馬市、南相馬市、いわき市)・宮城県(仙台市)・岩手県(遠野市、岩泉市)等において、被災者のために支援物資の提供を行う活動に要する費用に充てるため	平成23年5月24日から 平成23年9月30日まで
特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター	東京都台東区東上野1丁目20番6号	東日本大震災の被災地である①宮城県気仙沼市において被災者のために社会福祉協議会・災害ボランティアセンターの支援、②福島県南相馬市における災害FM支援、を行う活動に要する費用に充てるため	平成23年5月24日から 平成23年12月31日まで
特定非営利活動法人自然環境復元協会	東京都新宿区高田馬場1丁目3番13号	東日本大震災の被災地である岩手県釜石市・陸前高田市、宮城県仙台市若林区、茨城県東茨城郡大洗町において被災者のために生活環境の改善、自然環境の再生、集落の復興の活動に要する費用に充てるため	平成23年5月31日から 平成25年12月31日まで
特定非営利活動法人市民活動センター神戸	兵庫県神戸市中央区元町通6丁目7番9号秋毎ビル3階	東日本大震災の被災地である福島県において被災者のために支援団体間のネットワークづくり、被災者の実態把握、コーディネート、情報発信等を行う活動に要する費用に充てるため	平成23年5月31日から 平成25年12月31日まで
特定非営利活動法人メッシュ・サポート	沖縄県名護市宇佐1712番地の3 社団法人北部地区医師会病院内	東日本大震災の被災地である岩手県・宮城県・福島県内において被災者のために医療用ヘリコプターを活用し、避難所及び診療所への医師、医療資材、患者等の搬送活動に要する費用に充てるため	平成23年6月2日から 平成25年12月31日まで
特定非営利活動法人神奈川海難救助隊	神奈川県横浜市神奈川区東神奈川1丁目8番地1	東日本大震災の被災地である宮城県石巻市・気仙沼市・塩釜市・本吉郡南三陸町等において、被災者宅の片付けや漁港等の漁具類やガレキ等撤去の復興支援活動に要する費用に充てるため	平成23年6月3日から 平成25年12月31日まで
特定非営利活動法人阪神淡路大震災一一七希望の灯り	兵庫県神戸市北区星和台5丁目27番地の35	東日本大震災の被災地である宮城県名取市・石巻市・気仙沼市、岩手県陸前高田市・広田町・小友町・大船渡市・赤崎町・上伊郡大槌町、福島県三春町・猪苗代町において被災者のための救援活動に要する費用に充てるため	平成23年6月8日から 平成25年12月31日まで
特定非営利活動法人国際ボラン	山形県山形市荒楯町1丁目	東日本大震災の被災地である宮城県石巻市・気仙沼市・南三陸町・女川町及び東松島市において被災者のために瓦	平成23年6月9日から

ティアセンター 山形	17番40号	礫等の除去・物資の配達・炊き出しを行う活動に要する費用に充てるため	平成25年12月31日まで
特定非営利活動 法人日本雲南聯 誼協会	東京都新宿区 市谷左内町21 番13号	東日本大震災の被災地である宮城県牡鹿郡女川町、宮城県亘理郡亘理町ならびに岩手県の子どもたちに、協会支援校児童である雲南省少数民族の子どもたちのメッセージを届け、お互いを勇気付ける交流を行う活動に要する費用に充てるため	平成23年6月11日から 平成25年12月31日まで
特定非営利活動 法人地球市民の 会	佐賀県佐賀市 高木町3番10 号	東日本大震災の被災地である①宮城県仙台市、石巻市等の子どもたちの心の復興のために行う活動、②宮城県気仙沼市での瓦礫の撤去などの復旧支援事業、③宮城県仙台市等の女性のために支援物資の提供やメンタルケアを行う活動、に要する費用に充てるため	平成23年6月23日から 平成25年12月31日まで
特定非営利活動 法人日本アニマ ルトラスト	大阪府豊能郡 能勢町野間大 原117番	東日本大震災の被災地である福島県、岩手県、宮城県において被災者のために動物の預かりを行う活動に要する費用に充てるため	平成23年6月24日から 平成25年12月31日まで
特定非営利活動 法人女子教育奨 励会	東京都渋谷区 広尾3丁目7番 16号	東日本大震災の被災地である①宮城県、福島県、岩手県における被災者の復興支援のコミュニティーを拡大する活動②福島県いわき市からの未来のエネルギーに関する被災地からの提言プロジェクト③被災地である岩手県、宮城県、福島県の農業シフトモデル構築プロジェクト④岩手県、宮城県、福島県における地域復興ビジョン策定プロジェクト⑤被災地である宮城県、岩手県の農業水産業支援プロジェクト⑥被災地である岩手県、宮城県、福島県の女性たちのビジネス創出プロジェクトに要する費用に充てるため	平成23年11月1日から 平成25年12月31日まで
特定非営利活動 法人ジャパンハ ート	東京都台東区 台東1丁目33番 6号セント オフィス 秋葉原10 階	東日本大震災の被災地である①宮城県石巻市渡波地区における医療支援活動、②宮城県気仙沼市における子どもの心のケアを行う行動、③宮城県南三陸町における仮設住宅への巡回保健活動に要する費用に充てるため	平成23年11月23日から 平成25年12月31日まで

## (2) 税額控除を受けるための手続

(問) 特定震災指定寄附金について特定震災指定寄附金特別控除を適用するための手続について教えてください。

(答) 特定震災指定寄附金特別控除は、確定申告書に、その控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、その金額の計算に関する明細書及びその計算の基礎となる金額、その寄附金が被災者支援活動の資金に充てられるものである旨の証明書類の添付がある場合に限り適用することとされています（震災特例法8④）。なお、この証明書類とは、特定震災指定寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（特定震災指定寄附金を支出した者の氏名及び住所の記載があるものに限ります。）とされています（震災特例規2②）。

- ① その寄附金の額
- ② その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
- ③ その寄附金が、震災関連寄附金である旨及び被災者支援活動の資金に充てられるものである旨
- ④ その寄附金を受領した法人の名称

## (3) 寄附金控除と税額控除の選択

(問) 震災関連寄附金について寄附金控除の適用を受けるか、特定震災指定寄附金として税額控除の適用を受けるかどちらが有利ですか。

また、申告をした後、特定震災指定寄附金特別控除額の適用を受けるために更正の請求をすることはできますか。

(答) 震災関連寄附金について、寄附金控除の適用を受ける場合と特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合のいずれが有利となるかは、その者の所得金額、寄附金の金額、他の所得控除などによって異なります。

また、特定震災指定寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか特定震災指定寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、その年中に支出した特定震災指定寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については特定震災指定寄附金特別控除の適用を受けることはできません。

なお、確定申告においては、寄附金控除の適用を受けるか認定 NPO 法人寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、確定申告をした後に、税額控除の適用を受けることを理由として更正の請求を受けることはできません（1(3)参照）。

## 5 控除額の計算等

### (1) 寄附金控除の計算

(問) 寄附金控除の具体的な計算方法について教えてください。

(答) 特定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額が、所得の金額から控除されることとなります。

$$\left( \underbrace{\begin{array}{l} \text{震災関連寄附金以外の} \\ \text{特定寄附金の額の合計額} \end{array}}_{\text{(注1)}} + \begin{array}{l} \text{震災関連寄附金} \\ \text{の額の合計額} \end{array} \right) - 2 \text{千円} = \text{寄附金控除額}$$

(注2)

(注1) 震災関連寄附金以外の特定寄附金の額の合計額は、総所得金額等の40%相当額が限度です。

(注2) 震災関連寄附金以外の特定寄附金の額と震災関連寄附金の額の合計額は、総所得金額等の80%相当額が限度です。

### (2) 特定震災指定寄附金特別税額控除の計算

(問) 特定震災指定寄附金特別控除額の具体的な計算方法について教えてください。

(答) 特定震災指定寄附金を支出した場合、次の算式で計算した金額を所得税の額から控除することができます。

$$\left( \begin{array}{l} \text{特定震災指定} \\ \text{寄附金の} \\ \text{額の合計額} \end{array} - 2 \text{千円} \right) \times 40\% = \text{特定震災指定} \\ \text{寄附金控除額}$$

(注1) (注2)

(注1) 特定震災指定寄附金の額の合計額は、総所得金額等の80%相当額が限度です。

ただし、その年中に特定震災指定寄附金以外の寄附金の額がある場合には、総所得金額等の80%相当額から特定震災指定寄附金以外の寄附金の額を控除した残額が限度となります。

特定震災指定寄附金以外の寄附金の額は、震災関連寄附金以外の寄附金の額（総所得金額等の40%相当額が限度です。）と震災関連寄附金（特定震災指定寄附金を除きます。）の額の合計額をいいます。

(注2) 特定震災指定寄附金特別控除額は、所得税額の25%が限度です。

(3) 認定 NPO 法人に対して震災関連寄附金等を支払った場合の取扱い

(問) 認定 NPO 法人に対して寄附金を支払った場合の取扱いについて教えてください。

(答) 認定 NPO 法人に対して寄附金を支払った場合には、次に掲げる区分に応じて税務上の取扱いが異なります。

支払った寄附金の区分や税務上の取扱いにつきましては、直接支払先の認定 NPO 法人等に確認してください。

▽認定 NPO 法人等に対して寄附金を支払った場合の税務上の取扱い

区 分		所得税の取扱い	
認定 NPO 法人に対する寄附金	(1) 認定 NPO 法人の東日本大震災の被災者支援活動に特に必要となる費用に充てるために行った寄附金として財務大臣が指定した寄附金 【H23. 4. 27 財務省告示 143 号】	選	震災関連寄附金として、寄附金控除の対象となります。 (総所得金額等の 80%相当額を限度) 【震災特例法 8 ①】
		択	特定震災指定寄附金として税額控除適用を受けられます。 (総所得金額等の 80%相当額を限度) 【震災特例法 8 ②】
	(2) 東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等の現状回復に要する費用に充てるために行った寄附金として財務大臣が指定した義援金 【H23. 6. 10 財務省告示 204 号】	選	震災関連寄附金として、寄附金控除の対象となります。 (総所得金額等の 80%相当額を限度) 【震災特例法 8 ①】
		択	認定 NPO 法人寄附金として税額控除の適用を受けられます。 (総所得金額等の 40%相当額を限度) 【措法 41 の 18 の 2 ②】
	(3) 認定 NPO 法人に対する上記(1)及び(2)以外の当該 NPO 法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金 【措法 41 の 18 の 2】	選	特定寄附金とみなして寄附金控除の対象となります。 (総所得金額等の 40%相当額を限度) 【措法 41 の 18 の 2 ①】
択		認定 NPO 法人に対する寄附金として税額控除の適用を受けられます。 (総所得金額等の 40%相当額を限度) 【措法 41 の 18 の 2 ②】	
(4) 特定非営利活動に係る事業に関連しない寄附金		寄附金控除の対象となりません。	
(5) 認定 NPO 法人以外の NPO 法人に対する義援金			

(4) 公益社団法人等に対して震災関連寄附金等寄附金を支払った場合の取扱い

(問) 公益社団法人等に対して寄附金を支払った場合の取扱いについて教えてください。

(答) 公益社団法人、公益財団法人等に対して寄附金を支払った場合には、次に掲げる区分に応じて税務上の取扱いが異なります。

支払った寄附金の区分や税務上の取扱いにつきましては、直接支払先の公益社団法人等に確認してください。

▽公益社団法人等に対して寄附金を支払った場合の税務上の取扱い

区 分	所得税の取扱い
(1) 公益社団法人等の東日本大震災の被災者支援活動に特に必要となる費用に充てるために行った寄附金で、その募集に際し行政庁の確認を受けたもの 【H23. 5. 20 財務省告示第 174 号】	震災関連寄附金として、寄附金控除の対象となります。 (所得金額の 80%相当額を限度) 【震災特例法 8 ①】
(2) 東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金で、その募集に際し、行政庁の確認を受けたもの 【H23. 6. 10 財務省告示第 204 号】	一定の要件を満たすものについては、寄附金控除との選択により、 <u>公益社団法人等寄附金特別控除</u> の対象となります。 (所得金額の 40%相当額を限度) 【措法 41 の 18 の 3 ②】
(3) 広く一般に募集され、教育又は科学の振興等公益の増進に支出するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であるとして財務大臣の指定したもの 【所法 78 ②二】	特定寄附金として寄附金控除の対象となります。 (所得金額の 40%相当額を限度) 【所法 78 ②】
(4) 公益の増進等に著しく寄与するものとしてその公益社団法人等の主たる目的である業務に関連する寄附金 【所法 78 ②三】	一定の要件を満たすものについては、寄附金控除との選択により、 <u>公益社団法人等寄附金特別控除</u> の対象となります。 (所得金額の 40%相当額を限度) 【措法 41 の 18 の 3 ②】
(5) 上記(1)から(4)以外の義援金	寄附金控除の対象となりません。

## 6 特定寄附信託

### (1) 特定寄附信託の具体例

(問) 特定寄附信託には具体的にどのような信託が該当しますか。

(答) 特定寄附信託とは、信託会社又は信託銀行との間で締結した信託契約で、その信託財産が以下の法人又は信託に対して支出することを主たる目的とすることその他計画的な寄附が実施されるための一定の要件を満たすものをいいます。

イ 公益社団法人及び公益財団法人

ロ 私立学校法3条に規定する学校法人及び同法64条第4項の規定により設立された専修学校・各種学校の設置のみを目的とする法人

ハ 社会福祉法人

ニ 更生保護法人

ホ 特定公益信託

ヘ 認定NPO法人

### (2) 特定寄附信託の寄附金控除対象額

(問) 特定寄附信託のうち、寄附金控除の対象となる金額はどのようなものですか。

(答) 信託の受益者はその信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用は、その受益者の収益及び費用とみなすこととされていることから（所法13①）、特定寄附信託の信託財産から対象特定寄附金として支出した金銭は、原則として寄附金控除及び寄附金税額控除の対象となります。

ただし、非課税の特例の適用を受けた公社債等の利子等については、重複して税制上の特例の適用を受けることを排除する観点から、その利子等の金額に相当する部分について寄附金控除、公益社団法人等寄附金特別控除、認定NPO法人寄附金特別控除の適用を受けることはできません（措法4の5⑥、震災特例令10⑥）。